

地域再生計画の作成方法（ポイント集）

【地方創生推進交付金・地方創生応援税制 併用】
（新規認定申請）

ポイント集について

- このポイント集は、地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併せて活用するために地域再生計画を新規に作成する場合における、地域再生計画の作成方法をお知らせするものです。
- 1つの事業に対し、地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併せて活用する場合における地域再生計画の変更については、「地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金・地方創生応援税制併用】（変更認定申請）」を、地方創生応援税制のみを活用する場合における地域再生計画の作成又は変更については、「地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生応援税制のみ活用】」をご確認ください。
- 地方創生推進交付金又は地方創生応援税制の詳細は、認定申請を行う認定回における地域再生計画認定申請マニュアル（総論）・（各論）、地方創生推進交付金制度要綱、2019年度地方創生推進交付金に関するQ＆A、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ＆A等をご確認ください。
- 認定申請に当たっては、第52回及び第53回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（平成31年4月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）をご確認いただき、事前相談期間中に内閣府地方創生推進事務局までご相談いただくか、本申請期間中に認定申請をしてください。
- 地方創生推進交付金に係る実施計画等の作成及び提出に当たっては、当該実施計画等の作成及び提出に係る事務連絡をご確認ください。

地域再生計画の作成方法の概要

- 地方創生推進交付金と地方創生応援税制を併せて活用する場合の地域再生計画は、地方創生推進交付金に係る実施計画と記載事項・記載内容を可能な限り統一することで、ほとんどの項目について、当該実施計画からの転記で足りるように調整しています。
- 地域再生計画の記載事項のうち、地方創生推進交付金に係る事項については、本ポイント集を参考に、地方創生推進交付金に係る実施計画から転記してください。
- 地域再生計画の記載事項のうち、地方創生応援税制特有の事項については、本ポイント集を参考に、独自に記載してください。
- **地域再生計画の作成に当たっては、第52回及び第53回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（平成31年4月24日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）別添申請様式04－04を必ず利用してください。**別添04－04以外の書式等による地域再生計画は、受け付けることができない場合があります。

地域再生計画	作成上の注意
... 4 地域再生計画の目標 4－1 地方創生の実現における構造的な課題 A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。 4－2 地方創生として目指す将来像 当該地域における... 転記後の記載 作成する地域再生計画の抜粋	作成上の注意 転記元の地方創生推進交付金実施計画 ● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 ② 交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載) <A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)> 当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。 <B. 地方創生の実現における構造的な課題> A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。 <C. 交付対象事業の概要> 本事業は、当県及び市において、地産地消の観点から〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立された〇〇株式会社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに応じた〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画する事業者の育成、〇〇事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。 <D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由> (略) <E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果> ハード事業(施設整備等事業)の割合が5割以上(8割未満)の事業にあつては、「ソフト事業との連携による高い相乗効果」について記載すること。

1 地域再生計画の名称

地域再生計画

地域再生計画

- 1 **地域再生計画の名称 ①**
〇〇計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
A県並びにA県a市、b市及びc市
- ...

作成上の注意

① 『地域再生計画の名称』

- 転記なし・以下に注意して記載してください。
- 地域再生計画の名称は、認定時に官報に掲載されます。
- 申請する計画の特徴・独自性を端的に表した名称としてください。
- 交付金交付対象事業の名称と同一名称としても差し支えありません。
- 認定申請しようとする地域再生計画の作成主体において既に認定された地域再生計画と同一の名称とすることはできません。
- 改行せず、記載してください。
- 半角英数文字や記号、環境依存文字を使用しないでください。

2 地域再生計画の作成主体の名称

地域再生計画

地域再生計画

1 地域再生計画の名称
○○計画

2 地域再生計画の作成主体の名称 ②
A県並びにA県a市、b市及びc市

...

作成上の注意

② 『地域再生計画の作成主体の名称』

- 転記なし・以下に注意して記載してください。
- 交付金交付対象事業の実施主体ではない地方公共団体が加わっていても差し支えありません。
- 作成主体が都道府県の場合
都道府県名を記載してください。
- 作成主体が政令指定都市又は都道府県と同名の市の場合
市名のみ記載してください（都道府県名は記載しないでください。）。
- 作成主体が上記以外の市又は町村の場合
都道府県名から記載してください。

3 地域再生計画の区域

地域再生計画	作成上の注意
... 2 地域再生計画の作成主体の名称 A 県並びに a 市、b 市及び c 市 3 地域再生計画の区域 ③ A 県並びに A 県 a 市、b 市及び c 市の全域 ...	③ 『地域再生計画の区域』 ● 転記なし・以下に注意して記載してください。 ○ 事業を実施する区域のみではなく、地域再生計画による事業の効果が波及する区域を記載してください。 ○ 交付金交付対象事業を実施する区域と同一又は当該区域が含まれる区域を記載してください。 ○ 地方公共団体名の記載方法は、②『地域再生計画の作成主体の名称』をご確認ください。 ○ 区域を地方公共団体の全域とする場合 「〇〇の全域」と記載してください。 ○ 区域を地方公共団体の一部とする場合 ・ 「〇〇の区域の一部（〇〇地区）」等、区域が特定できるよう記載してください。 ・ 「〇〇の周辺」等、あいまいな記載は避けてください。

地域再生計画	作成上の注意										
... 4 地域再生計画の目標 4－1④地方創生の実現における構造的な課題 A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。 4－2 地方創生として目指す将来像 当該地域における…	④ 『地方創生の実現における構造的な課題』 ● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】：②交付対象事業の背景・概要 <table><tr><td></td><td> <A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)> 当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。 </td></tr><tr><td></td><td> <B. 地方創生の実現における構造的な課題> A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。 </td></tr><tr><td>②交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載)</td><td> <C. 交付対象事業の概要> 本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。 </td></tr><tr><td></td><td> <D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由> (略) </td></tr><tr><td></td><td> <E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果> (略) </td></tr></table>		<A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)> 当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。		<B. 地方創生の実現における構造的な課題> A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。	②交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載)	<C. 交付対象事業の概要> 本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。		<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由> (略)		<E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果> (略)
	<A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)> 当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。										
	<B. 地方創生の実現における構造的な課題> A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。										
②交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載)	<C. 交付対象事業の概要> 本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。										
	<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由> (略)										
	<E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果> (略)										

地域再生計画	作成上の注意																
... 4 地域再生計画の目標 4－1 (略) 4－2 地方創生として目指す将来像 【概要】 ⑤ 当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。 【数値目標】	⑤ 『地方創生として目指す将来像 【概要】』 ● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】：②交付対象事業の背景・概要 <table><tr><td rowspan="5">②交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載)</td><td><A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)></td></tr><tr><td>当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。</td></tr><tr><td><B. 地方創生の実現における構造的な課題></td></tr><tr><td>A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。</td></tr><tr><td><C. 交付対象事業の概要></td></tr><tr><td></td><td>本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。</td></tr><tr><td></td><td><D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由></td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td><E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果></td></tr><tr><td></td><td>(略)</td></tr></table>	②交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載)	<A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)>	当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。	<B. 地方創生の実現における構造的な課題>	A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。	<C. 交付対象事業の概要>		本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。		<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>		(略)		<E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果>		(略)
②交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載)	<A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)>																
	当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。																
	<B. 地方創生の実現における構造的な課題>																
	A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。																
	<C. 交付対象事業の概要>																
	本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。																
	<D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由>																
	(略)																
	<E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果>																
	(略)																

4 地域再生計画の目標 4-2

地域再生計画

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】 (略)

【数値目標】 ⑥

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度 増加分 1年目	2020年度 増加分 2年目
新規創業件数(件)	0	2	2
新事業における新規雇用者数(人)	0	10	15
a市、b市及びc市への人口流入(人)	10	50	50

2021年度 増加分 3年目	2022年度 増加分 4年目	2023年度 増加分 5年目	K P I 増加分の累計
5	5	7	21
20	25	30	100
50	50	50	250

5 地域再生を…

作成上の注意

- ⑥ 『地方創生として目指す将来像 【数値目標】』
- 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。
なお、地域再生計画独自の数値目標として、K P I の項目の追加や地方創生推進交付金実施計画を上回る数値の設定は差し支えありません。
- 【該当部分】：④交付対象事業の重要業績評価指標（K P I）、経費内訳、費用対効果分析等

KPI① (アウトカムベース で、複数年度を通 じて評価指標とし てふさわしいもの)	新規創業件数						単位	件
KPI②	新事業における新規雇用者数						単位	人
KPI③	a市、b市及びc市への人口流入						単位	人
KPI④							単位	
(中略)								
	事業開始前 (現時点)	2019年度増 加分 (1年目)	2020年度増 加分 (2年目)	2021年度増 加分 (3年目)	2022年度増 加分 (4年目)	2023年度増 加分 (5年目)	KPI増加分の 累計	
KPI①【①】	0.00	2.00	2.00	5.00	5.00	7.00	21.00	
KPI②【②】	0.00	10.00	15.00	20.00	25.00	30.00	100.00	
KPI③【③】	10.00	50.00	50.00	50.00	50.00	50.00	250.00	
KPI④【④】							0.00	

○ 不要な年度の欄は、削除してください。

5 地域再生を図るために行う事業 5-1

地域再生計画	作成上の注意
... 5 地域再生を図るために行う事業 5-1 全体の概要 ⑦ ○○ 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】 ○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】 ...	⑦ 『全体の概要』 ● 5-2及び5-3に記載する事業の内容を簡潔に記載してください。 ○ 次のような記載としても、差し支えありません。 ・ 地域再生計画に記載する事業が、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制に係るもののみの場合 「5-2の③のとおり。」 ・ 地域再生計画に記載する事業が、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制に係るもののほかにある場合（5-3に事業を記載する場合） 「5-2の③及び5-3のとおり。」

地域再生計画	作成上の注意
... 5 地域再生を図るために行う事業 5－1 (略) 5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 ⑧ ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A 3 0 0 7】 ○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A 2 0 0 7】	⑧ 『支援措置の名称』 ● 左欄赤枠内のとおり転記してください。 ○ 地方創生推進交付金とまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例を必ず並記してください。

地域再生計画	作成上の注意				
5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業 ○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A 3 0 0 7】 ○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A 2 0 0 7】 ① 事業主体 ⑨ 2に同じ。 ② 事業の名称 ⑩ ○○資源を活用した××プロジェクト ...	⑨ 『事業主体』 ● 事業主体と地域再生計画の作成主体が同一である場合は、左欄青枠内のとおり転記してください。 ● 事業主体と地域再生計画の作成主体が異なる場合は、独自に記載してください。 ○ 交付金交付対象事業を実施する主体（地方創生推進交付金の交付を受ける地方公共団体）を記載してください。 ○ 事業主体は、交付金交付対象事業の委託先ではありませんのでご注意ください。 ○ 地方公共団体名の記載方法は、②『地域再生計画の作成主体の名称』をご確認ください。 ⑩ 『事業の名称』 ● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】：①交付対象事業の名称・連携先地方公共団体 <table><tr><th>単独 広域</th><th>交付対象事業の名称</th></tr><tr><td>広域連携</td><td>○○資源を活用した××プロジェクト</td></tr></table>	単独 広域	交付対象事業の名称	広域連携	○○資源を活用した××プロジェクト
単独 広域	交付対象事業の名称				
広域連携	○○資源を活用した××プロジェクト				

地域再生計画

作成上の注意

...

①・② (略)

③ **事業の内容 ⑪**

本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

④ ...

⑪ 『事業の内容』

● 以下の**赤枠内**を左欄**青枠内**に転記してください。

【該当部分】：②交付対象事業の背景・概要

②交付対象事業の背景・概要(各項目について簡潔に記載)

＜A. 地方創生として目指す将来像(交付対象事業の背景)＞

当該地域における最大の資源である〇〇を活用して、多様な主体と連携しながら新たな〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上及び新規販路の開拓事業を一体的なプロジェクトとして実施することで、〇〇産業の再興を起点として、雇用機会の創出、労働人口の流入超過につなげ、高齢化及び人口減少に歯止めをかけることを目的とするものである。

＜B. 地方創生の実現における構造的な課題＞

A県a市、b市及びc市は山間部に所在しており、〇〇を基幹産業としてきた。しかしながら、低価格の海外製品の普及や嗜好の変化等の外部要因と、補助金頼みで従来と変わらない取組を続けた内部要因の両面を背景に、主たる〇〇の生産が先細る状況が続いている。基幹産業の衰退による雇用機会の減少の結果、人口流出と急速な高齢化が最大の課題となっている。

＜C. 交付対象事業の概要＞

本事業は、当県及び市において、地域の特産である〇〇を活用し、生産者、民間事業者、金融機関等の出資により設立した地域商社によるマーケティングと販路開拓を主軸としながら、市場のニーズに基づいた〇〇事業の立ち上げによる〇〇製品の付加価値向上、〇〇事業に参画しながら小さな拠点のコミュニティビジネス等の他事業にも携わる人材の獲得を目指した積極的な移住促進策を一体的なプロジェクトとして実施するもの。

＜D. 交付対象事業が構造的な問題の解決に寄与する理由＞

(略)

＜E. ハード事業(施設整備等事業)とソフト事業との連携による高い相乗効果＞

(略)

地域再生計画

...

①～③ (略)

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】 ⑫

事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。
なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。

【官民協働】

...

作成上の注意

⑫ 『自立性』
● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。
【該当部分】：⑧先駆性に係る取組

取組内容																																																																
(1) 自立性 〔先駆性のポイント〕 交付対象事業を進めていく中で、「稼ぐ力」が発揮され、事業推進主体が自立していくことにより、将来的に本交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となるもの。 具体的には、事業収入や会員からの収入、また、地方公共団体独自の財源確保等に取り組むもの。	自立性のポイント 事業開始後に直ちに地域商社を立ち上げ、3年後には売上高向上により自立した経営として、本交付金に頼らない経営を目指す。なお、〇〇の生産拡大や〇〇製品の付加価値向上は、基より本交付金に頼らず、金融機関からの資金提供や民間事業者による自主開発により進めるものとしている。																																																															
	3～5年以内の自立化の見込み（略）																																																															
	<table><tr><th>自主財源の種類</th><th colspan="6">自主財源の内容と実現方法</th></tr><tr><td>【A】</td><td>（略）</td><td colspan="5">（略）</td></tr><tr><td>【B】</td><td>（略）</td><td colspan="5">（略）</td></tr><tr><td>【C】</td><td>（略）</td><td colspan="5">（略）</td></tr><tr><td>【D】</td><td>（略）</td><td colspan="5">（略）</td></tr></table>	自主財源の種類	自主財源の内容と実現方法						【A】	（略）	（略）					【B】	（略）	（略）					【C】	（略）	（略）					【D】	（略）	（略）																																
	自主財源の種類	自主財源の内容と実現方法																																																														
	【A】	（略）	（略）																																																													
	【B】	（略）	（略）																																																													
	【C】	（略）	（略）																																																													
	【D】	（略）	（略）																																																													
	<table><tr><th>各年度における自主財源見込額</th><th>2019年度（1年目）</th><th>2020年度（2年目）</th><th>2021年度（3年目）</th><th>2022年度（4年目）</th><th>2023年度（5年目）</th><th>2024年度（6年目）</th></tr><tr><td>【A】</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>【B】</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>【C】</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>【D】</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>合計</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>交付対象事業経費</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>うちソフト事業費</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>うちハード事業費</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr></table>	各年度における自主財源見込額	2019年度（1年目）	2020年度（2年目）	2021年度（3年目）	2022年度（4年目）	2023年度（5年目）	2024年度（6年目）	【A】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【B】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【C】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	【D】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	合計	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	交付対象事業経費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		うちソフト事業費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		うちハード事業費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	各年度における自主財源見込額	2019年度（1年目）	2020年度（2年目）	2021年度（3年目）	2022年度（4年目）	2023年度（5年目）	2024年度（6年目）																																																									
【A】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																										
【B】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																										
【C】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																										
【D】	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																										
合計	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																										
交付対象事業経費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																											
うちソフト事業費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																											
うちハード事業費	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）																																																											

地域再生計画	作成上の注意						
... ④ 事業が先導的であると認められる理由 【自立性】 (略) 【官民協働】 ⑬ 生産者、民間事業者、金融機関等の出資による地域商社の立ち上げに加え、民間事業者との連携による〇〇製品の付加価値向上、〇〇銀行による販路拡大に向けた商談会の実施等金融・経営分野でのバックアップを行う。 【地域間連携】 (略)	⑬ 『官民協働』 ● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。 【該当部分】：⑧先駆性に係る取組 <table><tr><th></th><th>取組内容</th></tr><tr><td>(1) 自立性</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2) 官民協働(それぞれの役割を記載)</td><td> 官民協働のポイント 行政の役割 : (略) 民間事業者の役割 : (略) 金融機関・その他連携者の役割 : (略) </td></tr></table> 〔先駆性のポイント〕 地方公共団体のみ の取組ではなく、 民間と協働して行 う事業であること。 また、単に協働する にとどまらず、民間 からの資金(融資や 出資など)を得て行 うことがあれば、よ り望ましい。 生産者、民間事業者、金融機関等 の出資による地域商社の立ち上げ に加え、民間事業者との連携によ る〇〇製品の付加価値向上、〇〇 銀行による販路拡大に向けた商談 会の実施等金融・経営分野でのバ ックアップを行う。		取組内容	(1) 自立性	(略)	(2) 官民協働(それぞれの役割を記載)	官民協働のポイント 行政の役割 : (略) 民間事業者の役割 : (略) 金融機関・その他連携者の役割 : (略)
	取組内容						
(1) 自立性	(略)						
(2) 官民協働(それぞれの役割を記載)	官民協働のポイント 行政の役割 : (略) 民間事業者の役割 : (略) 金融機関・その他連携者の役割 : (略)						

地域再生計画

...

- ④ 事業が先導的であると認められる理由
【自立性】・【官民協働】 (略)

【地域間連携】 ⑭

〇〇の主要産地である a 市、b 市及び c 市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高い a 市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b 市及び c 市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。

【政策間連携】 (略)

作成上の注意

- ⑭ 『地域間連携』
- 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。
- 【該当部分】：⑧先駆性に係る取組

	取組内容	
(1) 自立性 (略)		
(2) 官民協働 (略)		
(3) 地域間連携(各地方公共団体の役割を記載)	地域間連携のポイント	〇〇の主要産地であるa市、b市及びc市が初めて連携することで、地域商社による効果的なマーケティングや販路開拓を可能としている。また、事業実施にあたっては、比較的交通の利便性が高いa市が地域商社の拠点として民間事業者との連携を進め、b市及びc市が生産者との密な連携により、ニーズに合わせた柔軟な販路体制を構築することとしている。
〔先駆性のポイント〕 単独の地方公共団体のみを取組ではなく、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを発揮する事業であること。		
地方公共団体名 ①及び役割		
地方公共団体名 ②及び役割		
地方公共団体名 ③及び役割		
地方公共団体名 ④及び役割		

地域再生計画

...

④ 事業が先導的であると認められる理由
【自立性】～【地域間連携】 (略)

【政策間連携】 ⑮

〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、U I J ターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な…

作成上の注意

⑮ 『政策間連携』
● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。
【該当部分】：⑧先駆性に係る取組

取組内容	
(1) 自立性 (略)	
(2) 官民協働 (略)	
(3) 地域間連携 (略)	
(4) 政策間連携(連携政策の効果とワンストップ化の内容を記載)	政策間連携のポイント 〇〇産業の再興、雇用機会の創出の実現に加え、UIJターン施策を進めることで人口の流入等に一体的に取り組む。加えて、コミュニティビジネスにも参画する人材を育成、地域の暮らしを支える地域運営の人材育成も進める。
〔先駆性のポイント〕 単一の政策目的を持つ単純な事業ではなく、複数の政策を相互に関連づけて、全体として、地方創生に対して効果を発揮する事業であること。また、利用者から見て意味あるワンストップ型の窓口等を整備して行う事業であること。	連携政策① : (略)
	連携政策② : (略)
	連携政策③ : (略)
	ワンストップ化の内容 : (略)

地域再生計画

⑤事業の実施状況に関する客観的な指標
(重要業績評価指標 (K P I))

4－2の【数値目標】に同じ。

⑥評価の方法、時期及び体制

【検証方法】
毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を
〇〇企画部署が取りまとめる。

【外部組織の参画者】
推進委員会を構成する有識者や議会の関
与を得ながら検証結果報告をまとめる。

【検証結果の公表の方法】
毎年度、ホームページで公表する。

作成上の注意

⑩『事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績
評価指標 (K P I))』

●左欄青枠内のとおり転記してください。
なお、4－2において、地域再生計画独自の数値
目標を記載した場合は、地方創生推進交付金実施計
画から転記してください（⑥参照）。

【該当部分】：④交付対象事業の重要業績評価指標 (K P I)、経費内訳、費用対効
果分析等

⑪『評価の方法、時期及び体制』

●以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：⑥交付対象事業の効果検証及び事業見直しの方法、時期及び体制

外部組織による検証の 有無	有	検証時期	年 月
検証方法	毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を〇〇企画部署が取りまとめる。		
外部組織の参画者	推進委員会を構成する有識者や議会の関与を得ながら検証結果報告をまとめる。		
検証結果の公表の方法	毎年度、ホームページで公表する。		

5 地域再生を図るために行う事業

5-2

地域再生計画

⑦ 事業費

(単位：千円)

事業	2019年度	2020年度	2021年度
⑱ 法第5条第4項第1号イに関する事業	1,555	1,000	1,500
うち法第5条第4項第2号に関する事業	778		

2022年度	2023年度	総事業費
1,500	1,000	6,555
		778

⑧ 事業実施期間

...

作成上の注意

⑱ 『事業費 法第5条第4項第1号イに関する事業』

● 以下の赤枠内を左欄青枠内に転記してください。

【該当部分】：④交付対象事業の重要業績評価指標（KPI）、経費内訳、費用対効果分析等

(略)	2019年度 (1年目)	2020年度 (2年目)	2021年度 (3年目)	2022年度 (4年目)	2023年度 (5年目)	合計
交付対象事業経費【⑤】 ※2年目以降の交付額が担保されるわけではありません。	1,555千円	1,000千円	1,500千円	1,500千円	1,000千円	6,555千円
交付対象事業における単位当たりコスト【⑤/①】	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
交付対象事業におけるハード事業経費【⑥】	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
交付対象事業におけるハード事業比率【⑥/⑤】	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

地域再生計画

⑦ 事業費

(単位：千円)

事業	2019年度	2020年度	2021年度
法第5条第4項第1号イに関する事業	1,555	1,000	1,500
⑱ うち法第5条第4項第2号に関する事業	1/2 778		1/2

2022年度	2023年度	総事業費
1,500	1,000	6,555
		778

⑧ 事業実施期間

...

作成上の注意

⑱ 『事業費 法第5条第4項第2号に関する事業』

● 以下の赤枠内の金額の1/2の額を青枠内に記載してください。当該1/2の額が、地方創生寄附活用事業に係る事業費です。

○ 千円未満の額が生じた場合は、切上げを行ってください。

○ 地方創生応援税制の期限は、2020年3月31日までであるため、2020年度以後の事業費は記載しないでください。

○ 地方創生応援税制の期限は、2020年3月31日までであるため、総事業費が2019年度事業費と一致します。

地域再生計画

...

⑦

(略)

⑧

事業実施期間

・

法第5条第4項第1号イに関する事業⑳

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

・

法第5条第4項第2号に関する事業

地域再生計画の認定の日から2020年3月31日まで

⑨

...

作成上の注意

⑳ 『事業実施期間 法第5条第4項第1号イに関する事業』

●

交付対象事業が設定されている最終年度に係る年度末の日（3月31日）を青枠内に記載してください。

【該当部分】：④交付対象事業の重要業績評価指標（KPI）、経費内訳、費用対効果分析等

経費内訳 2023年度(5年目) ※2年目以降の交付額が担保されるわけではありません。

全事業期間における本年の位置づけ		(略)	
事業開始時期	事業終了時期	KPI①	事業終了時点のKPI増加分【①】
2023年4月	2024年3月	(略)	(略)

○

始期は「地域再生計画の認定の日」としてください。

地域再生計画	作成上の注意
... ⑦ (略) ⑧ 事業実施期間 - 法第5条第4項第1号イに関する事業 地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで ②① 法第5条第4項第2号に関する事業 地域再生計画の認定の日から2020年3月31日まで ⑨ ...	②① 『事業実施期間 法第5条第4項第2号に関する事業』 ● 左欄青枠内のとおり転記してください。 ○ 始期は「地域再生計画の認定の日」としてください。 ○ 地方創生応援税制の期限は、2020年3月31日までであるため、2020年度以降の事業期間は設定しないでください。

地域再生計画	作成上の注意																
... ⑧ (略) ⑨ その他必要な事項 ア 法第5条第4項第2号に関する事業としての事業区分 地域産業の振興 イ 申請時点での寄附の見込額 (単位：千円) <table><thead><tr><th rowspan="2">寄附法人名</th><th colspan="2">寄附の見込額</th></tr><tr><th>2019年度</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社〇〇</td><td>500</td><td>500</td></tr><tr><td>製造業</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>計</td><td>700</td><td>700</td></tr></tbody></table>	寄附法人名	寄附の見込額		2019年度	計	株式会社〇〇	500	500	製造業	100	100	サービス業	100	100	計	700	700
寄附法人名		寄附の見込額															
	2019年度	計															
株式会社〇〇	500	500															
製造業	100	100															
サービス業	100	100															
計	700	700															

地域再生計画

⑨ その他必要な事項

ア (略)

イ 申請時点での寄附の見込額 23

(単位：千円)

寄附法人名	寄附の見込額	
	2019年度	計
株式会社〇〇	500	500
製造業	100	100
サービス業	100	100
計	700	700

5 - 3 ...

作成上の注意

23 『申請時点での寄附の見込額』

● 転記なし・以下に注意して記載してください。

○ 具体的な企業名を記載される場合は、当該企業から地域再生計画に掲載することの了承をあらかじめ得てください。了承が得られなかった場合は、「製造業」等、業種を記載してください。

○ 申請時点において寄附の具体的な見込みが立っていない場合は、想定される額を記載してください。その際、寄附法人名には「 - 」を記載してください。

地域再生計画	作成上の注意
5 地域再生を図るために行う事業 5－1・5－2 (略) 5－3 その他の事業 5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置 ②④ 該当なし 5－3－2 ...	②④ 『地域再生基本方針に基づく支援措置』 ● 転記なし・以下に注意して記載してください。 ○ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）において、支援措置番号がB又はCから始まる支援措置を活用する場合に記載してください。 ○ 支援措置を活用しない場合は、「該当なし」と記載してください。

地域再生計画	作成上の注意
... 5－3－2 支援措置によらない独自の取組 (1) ○○事業 ① 事業概要 ○○のため、××を行う。 ② 事業実施主体 A県 ③ 事業実施期間 ○年○月○日から○年○月○日まで 6 ...	②⑤ 『支援措置によらない独自の取組』 ● 転記なし・以下に注意して記載してください。 ○ 地域再生計画で設定した目標を達成するために、地方公共団体が独自に実施する取組がある場合に記載してください。 ○ 記載する場合は、事業概要、事業実施主体及び事業実施期間を必ず記載してください。 ○ 該当する取組がない場合は、「該当なし」と記載してください。

6 計画期間

地域再生計画	作成上の注意
6 計画期間 ②⑥ 地域再生計画の認定の日から2024年3月31 日まで 7 ...	②⑥ 『計画期間』 ● 5－2の⑧において設定した事業実施期間以後の日を青枠内に記載してください。 ○ 始期は「地域再生計画の認定の日」としてください。 ○ 地域再生計画の計画期間は、概ね3～5年程度としてください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画	作成上の注意
7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 7－1 目標の達成状況に係る評価の手法 ②⑦ 5－2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。	②⑦ 『目標の達成状況に係る評価の手法』 ● 左欄青枠内のとおり転記してください。 ○ 評価の手法が交付金交付対象事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 (略)

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容 ⑳

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法 ㉑

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。

作成上の注意

㉒ 『目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容』

- 左欄青枠内のとおり転記してください。
- 評価の時期及び評価を行う内容が交付金交付対象事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。

㉓ 『目標の達成状況に係る評価の公表の手法』

- 左欄青枠内のとおり転記してください。
- 公表の手法が交付金交付対象事業のものと異なる場合は、独自に記載してください。



内閣府地方創生推進事務局